

令和元年第6回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日 時 : 令和元年6月19日(水) 午前10時59分～午後12時04分
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 松野 丈夫理事, 藤尾 均理事, 平田 哲理事,
井上 久志理事
4. 陪席者 : 鈴木 義幸監事, 高野 一夫監事, 太田学長政策推進室長, 保科事務局長,
鵜飼総務部長, 玉木教務部長, 小林総務課長, 国井人事課長,
松井企画評価課長, 岩佐研究支援課長, 石坂会計課長, 押田施設課長,
高見学生支援課長

議事に先立ち、学長から、令和元年第5回役員会(令和元年5月15日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議題

1. 医育統合センター規程等の制定について

本件について、学長から発議があり、次いで小林総務課長から、資料1-1～2に基づき「旭川医科大学医育統合センター規程(案)」及び「旭川医科大学医育統合センター運営委員会規程(案)」について説明があった。その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、両規程の施行日は令和元年6月19日とし、適用日は平成31年4月10日とする旨学長から付言があった。

2. 副学長選考基準に関する規程の一部改正等について

本件について、学長から発議があり、次いで小林総務課長から、資料2-1～2に基づき「旭川医科大学副学長選考基準に関する規程の一部を改正する規程(案)」及び「旭川医科大学図書館長選考基準に関する規程の一部を改正する規程(案)」について説明があった。その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、改正規程の施行日は、令和元年6月19日とする旨学長から付言があった。

3. ESCO事業導入について

本件について、学長から発議及び押田施設課長から資料3に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり、了承された。

4. 「不正行為防止実施計画」2018年度版の総括及び2019年度版の策定について

本件について、学長から発議があり、次いで岩佐研究支援課長から、資料4-1～3に基づき、昨年度の実施状況と今年度の実施計画案について説明があった。その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

5. 平成30事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について

本件について、学長から発議及び松井企画評価課長から資料5に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

続けて、学長から、本件は本日開催の教育研究評議会及び6月20日開催予定の経営協議会に附議することとし、了承された場合には、同日付けで役員会の承認があったものとする事が述べられ、今後の審議により修正等の必要が生じた場合は、学長に一任願いたい旨の発言があり、審議の結果、これが了承された。

なお、学長から、次のとおり付言があった。

- ・報告書は6月28日(金)13時までに、国立大学法人評価委員会へ提出すること。
- ・国立大学法人評価委員会によるヒアリングが、8月20日(火)に行われること。
- ・評価結果は、10月下旬に通知・公表される予定であること。

6. 平成30事業年度決算について

本件について、学長から発議及び石坂会計課長から資料6に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり、了承された。

7. 令和2年度概算要求について

本件について、学長から発議があり、次いで石坂会計課長から資料7に基づき次のとおり説明があった。

- ・機能強化促進分については、今後も引続き、各関係部署と協議し、より具体的な構想となるよう準備していく予定であること。
- ・設備整備分については、教育設備4件、研究設備9件、その他設備2件、医療機器設備6件、病院特別医療機械設備（長期借入金対象）3件を要求候補としており、今後、優先順位を決定のうえ、7月上旬に文部科学省へ提出すること。

その後、審議の結果、原案のとおり了承された。併せて、大学全体の要求順位や要求事項については、学長に一任することが了承された。

なお、学長から、本件は6月20日開催予定の経営協議会に附議することとし、了承された場合には、同日付けで役員会の承認があったものとする旨付言があった。

報告事項

1. 学長報告

(1) 病院長の選考について

学長から、資料8に基づき、古川病院長の任期が令和元年6月30日をもって満了となることに伴い、後任の病院長予定者を現病院長の古川 博之教授に決定した旨の報告があった。

引き続き、学長から、古川病院長は令和2年3月31日で定年退職となるが、その後も病院組織の再編に取り組んでもらいたいと考えていることから、令和2年3月に予定される病院長選考は行わず、古川病院長には令和3年6月30日まで病院長をお願いしたい考えであることが述べられた。

(2) 診療特別手当等について

学長から、医員及び研修医に対しては6月期の「診療特別手当」の支給割合を50%とし、助教以上の教員については「診療従事等教員特別手当」を支給しない旨の報告があった。

(3) 予算執行状況（4月分）について

石坂会計課長から、資料9-1～2に基づき説明があった。次いで学長から、引続き協力頂きたい旨付言があった。

(4) 会計監査人の選任について

学長から、資料10のとおり、文部科学大臣から「EY 新日本有限責任監査法人」を選任した旨の通知があったことが報告された。

次回の開催予定

学長から、理事の任期は2年であり、令和元年6月30日までであること。

次の理事は学長が指名し、次回7月の役員会の開催については別途通知すること。